

# 令和元年度第3回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会会議録

|           |   |
|-----------|---|
| 議題        | <p>(議題)</p> <p>議題1 平成30年度地域包括支援センター事業評価について<br/>(報告)(資料1-1~1-2-12、参考資料)</p> <p>議題2 茅ヶ崎南地区地域包括支援センターの開設について<br/>(報告)(資料2)</p> <p>議題3 地域密着型サービス事業者等の指定更新等について<br/>(報告)(資料3-1~3-2)</p> <p>議題4 令和元年度地域密着型サービスの公募結果について<br/>(報告)(資料4、参考資料(位置図))</p> <p>議題5 第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査(案)について(意見聴取)<br/>(資料5-1~5-3)</p> <p>議題6 一般介護予防対象者把握事業について(意見聴取)<br/>(資料6、参考資料)</p> <p>議題7 その他</p> |
| 日時        | 令和元年10月8日(火) 14時00分~15時30分  |
| 場所        | 本庁舎4階 会議室2  |
| 出席者氏名     | <p>山口 正美 関根 歩 下里 隆史 寺田 洋</p> <p>篠原 徳守 永澤 鐵男 大崎 逸朗 坂井 修一</p> <p>柏崎 周一 中戸川 正 土屋 亜紀子 加藤 潤一</p> <p>水島 修一</p> <p>事務局：高齢福祉介護課長 介護保険担当課長<br/>高齢福祉介護課職員<br/>株式会社サーベイリサーチセンター</p>  |
| 欠席者氏名     | 大木 教久   |
| 会議の公開・非公開 | 公開  |
| 傍聴者数      | 0人  |

## (会議の概要)

### 議題1 平成30年度地域包括支援センター事業評価について(報告)

(資料1-1~1-2-12、参考資料1、2)

説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

事務局 議題1、平成30年度地域包括支援センター事業評価について、報告する。

地域包括支援センター事業運営評価については、前回の第2回推進委員会において、各地域包括支援センターの自己評価及び基幹型地域包括支援センターの評価について説明した。

委員の皆様からご意見をいただいた評価を踏まえ、今回、市の総合評価について報告する。

評価の目的は、地域包括支援センターと市が目標を共有し、各センターが事業計画書に基づき円滑に業務を遂行できるように支援すること及び組織の育成を目指すものである。

評価項目は、国評価項目が55項目、そして市独自評価項目が10項目あり、全部で65項目となる。前回、得点が低い、ばらつきがあるなどのご意見をいただいた。これは、国評価項目が示されたタイミング等の問題や、市の取り組み状況により得点できなかった項目による。

また、地域包括支援センターによっては目標設定を高く掲げたため、自己評価を厳しく採点し、○の数だけを見ると他の地域包括支援センターに比べて、やや低く評価が出ている地域包括支援センターもある。

評価項目を達成することが全てではないが、次年度に向けて各地域包括支援センターと評価基準について共通認識を持ちながら、取組を推進していく。

なお、市内12か所の地域包括支援センターの平均点(○の数)は、国評価では55個中、43個であった。全国平均点(○の数)は55個中、42個であるので、全国の平均を若干上回っている。

また、参考資料1の国評価の項目で、すべてのセンターの評価が×となっている国評価項目、Q36「成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準」及びQ61「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の指針」に関しては、市の基準設定を検討する必要がある。この評価については、ご意見を踏まえ、まとめ次第ご報告させていただく。

資料1-2は、各地域包括支援センターの総合評価について、昨年度の指摘事項に対する改善がなされているかを中心に市としての評価を記載している。

主な点としては、個人情報の持出し・開示時の取扱いについて、国の評価基準を満たしていない一部の包括で「×」となっている。

個人情報の取扱いについては、市との委託契約に基づく仕様書や各包括での取扱要領に沿って適切に管理されているものであるが、昨今の個人情報の取扱いを取り巻く環境は一層厳しくなっており、国の評価基準も細かく設定されている。

個人情報の取扱いについては、これを機に改めて周知徹底をしていきたいと考えて

いる。

こちらに記載の内容については、ヒアリングの時点でも既に指導している部分もあるが、次回の包括管理責任者会においてフィードバックをする予定である。

議題1の説明は以上である。

**委員長** 議題1について説明があったが、質問、意見等があるか。

**委員長** 参考資料1に記載がある、Q36とQ61の他に、Q17など他にも全地域包括支援センターで×がついている項目があるが、どのような解釈をしたらよいか。

**事務局** 12か所の地域包括支援センターのすべてで×がついている項目は、市の体制として整っていないため、全体として×を付けざるをえなかった側面があると考えている。

**委員長** 国から指示のあった項目が市の準備に間に合わなかったという理解でよいか。

**事務局** Q48の介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理分析し、件数を把握しているか、という質問について、今現在は取り組んでいるが平成30年度という評価時点で示されており、その時点ではまだ出来ていなかった。

**委員長** この結果は、国に報告するのか。

**事務局** 国には30年度に報告をしている。

**副委員長** 報告は、参考資料1のような大きな表で報告しているのか。

**事務局** 国への報告は、それぞれの地域包括支援センターごとの指標という形で報告している。

**副委員長** 市の体制が整わないために×を付けざるを得ないとのことだが、対応が必要であれば、今後どうするのかということになる。緊急性があるのか、余裕があって今後、取り組んでいくものなのか、この表を見ただけでは判断がつかない。

**事務局** 早急に検討しなければならないもの、すでに検討を始めて改善しているもの、また、市としての考え方の中で絶対的に取り組まなければならないものなどの整理が必要かと考えている。

例えば、Q36の「成年後見制度の市町村申立て制度が市町村から共有されているか」についてはケースワーカーが中心に検討しているが、判断基準を明確にする

ことによってケースバイケースで対応できなくなるということも考えなければならぬ。

Q 4 6 の相談事例の分類は、すでに取り組んでいる項目である。

Q 5 8 については、これまでの茅ヶ崎市の体制では説明時期が例年、9月、10月に実施している。基準日が4月末であると×となるが、年度を通した中ではすでに対応している。

**委員長** この結果で報告するが、×が多かった項目については市としての準備がやや不足しているという添え書きをし、早急に次回に向けて検討するということがよいか。

**事務局** その通りである。

**柏崎委員** 本日、提出された資料は前回と同じ形である。行政として結論を出されているのであれば、行政として評価を見やすい資料として出していただきたいかった。

Q 2 5 の個人情報の持ち出し開示は管理簿に記載と確認を行っていますか、という項目は、普通に考えれば、行っているのが通常であると思う。国基準が後から出ているから×という理由は、どうなのかと思う。

**事務局** 以後、資料の作り方について精査していきたい。

**委員長** 質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

## **議題 2 茅ヶ崎南地区地域包括支援センターの開設について（報告）（資料 2）** **説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】**

**事務局** 議題 2、茅ヶ崎南地区地域包括支援センターの開設について説明する。

茅ヶ崎南地区の地域包括支援センター及び地域福祉総合相談室は、10月1日に開設をした。これまでの間、委員の皆様には様々な面でご理解、ご助言をいただいたことに改めて感謝する。

名称は「茅ヶ崎南地区地域包括支援センターつむぎ」であり、「相談室つむぎ」も併設している。開設場所は、幸町5-8茅ヶ崎メディカルケアセンターの2階に事務所を置いている。JR茅ヶ崎駅南口からほど近く、利便性の高い場所に立地している。受託法人は、医療法人徳洲会であり、担当地域は若松町・共恵・幸町・中海岸である。

つむぎの由来は「人と人との絆を丁寧に結んでいく。地域と地域包括支援センター・福祉相談室をつないでいく」という思いを込めて命名されている。開設の周知は、10月1日の広報ちがさきの1面に地域包括支援センター・福祉相談室の周知と併せて紹介をしている。

議題 2 の説明は以上である。

**委員長** 議題2について説明があったが、質問、意見等はあるか。

**篠原委員** 開設について10月1日から開設するから10月1日の広報に出すというのではなく、茅ヶ崎南地区ではもう少し早く情報を出していただきたかった。

早く周知をして10月1日からスタートすることをPRできたらよかったと思っている。

**事務局** 10月1日号の広報に掲載するためには8月までに準備をする。その時点で電話番号が決まっていない、正式に賃貸借契約が済んでいないなど細かい部分で公表できないことがあった。

地域包括支援センターは介護の指定を取得する必要がある、その指定の手続きの提出ができていないなどの理由により広報の掲載が間に合わなかった。

**篠原委員** 広報の表紙で地域福祉総合相談室も開設すると掲載しているのなら、担当者が誰か、などの情報も掲載してほしい。

**事務局** 担当者の氏名等を記載すればよかったと思う。

**委員長** 他に質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

### **議題3 地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（報告） （資料3-1～3-2）**

**説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】**

**事務局** 議題3、地域密着型サービス事業者等の指定更新等について報告する。

資料3-1は、指定の更新手続きを行った2事業者についての報告である。

1件目はセントケア神奈川株式会社が運営している「セントケアホーム茅ヶ崎」で、認知症対応型共同生活介護である。

2件目は株式会社アールアンドシー湘南が運営しているリハビリ特化型デイサービス「ムーブメントプロ茅ヶ崎」で、地域密着型通所介護及び総合事業の国基準通所型サービスを行っている事業所である。

両事業所ともに9月1日に指定更新を行った。

資料3-2は、指定の廃止及び指定の休止の届出があった事業所である。

指定の廃止は、2事業者から届け出があった。

1件目は、医療法人おひさま会が運営していた「ソレイユケアプランセンター」である。提供していたサービスは居宅介護支援で、ケアプランを作成するケアマネジャーの事業所である。廃止の理由は、管理者が退職したことにより、職員が不足したため、8月31日をもって廃止となった。

二つ目は、先ほど指定更新の報告の中で説明をした、株式会社アールアンドシーが運営するリハビリ特化型デイサービス「ムーブメントプロ茅ヶ崎」である。廃止

したサービスは総合事業の通所型サービスAで、廃止の理由については、現在通所型サービスAの利用者がおらず、今後も利用者が見込めないためとなっている。

指定の休止は、1事業者から届け出があった。医療法人社団オーエフシーが運営しているファミリーケア菱沼で、サービスは介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護であり、休止の理由は、介護職員の不足によるもので、休止期間は9月1日から令和2年11月30日までとなっている。

議題3の説明は以上である。

**委員長** 議題3について説明があったが、質問、意見等はあるか。

**委員長** 他に質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

#### **議題4 令和元年度地域密着型サービスの公募結果について(報告)**

**(資料4、参考資料(位置図))**

**説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】**

**事務局** 議題4、令和元年度地域密着型サービスの公募結果について報告する。

第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所を公募し、選定した。

今回、選定した事業者はセントケア神奈川株式会社で、事業所の整備計画地は市内松が丘一丁目4番9号である。

資料裏面に、当法人の市内における介護保険事業所の運営実績を記載している。

本日の議題3で更新手続きを行ったことを報告した、セントケアホーム茅ヶ崎も当法人が運営している。

事業所開設までのスケジュールだが、今回は、事業所が入る建物を建設するところから整備を行うものではない。同法人が、介護保険サービスである短期入所生活介護、所謂ショートステイ事業所「セントケア松が丘」を運営している建物を改修し、事業を行うものである。従って、短期入所生活介護については、本年11月末をもって事業廃止することとなり、令和2年2月1日からは、看護小規模多機能型居宅介護の事業所として運営を開始する予定となる。

これにより、市内の3圏域すべてに看護小規模多機能型居宅介護事業所を設置できることとなる。

議題4の説明は以上である。

**委員長** 議題4について説明があったが、質問、意見等はあるか。

**委員長** 他に質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

**議題5 第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査（案）について（意見聴取）（資料5-1～5-3-3）**  
**説明【高齢福祉介護課：三澤課長補佐】**

**事務局** 議題5、第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査（案）について説明する。

資料の中で、一部、「日常生活圏域ニーズ調査」と記載があるが、正しくは、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」であり、読み替えていただきたい。

調査票について、資料5-4をご覧ください。

今回の調査の目的は、令和3年～5年度を計画期間とする第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者とその家族の意見や要望等を把握するために実施するものである。

今回の調査では、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を追加した。この調査の結果は全国の自治体で活用している地域包括ケアの「見える化」システムに登録することで、他地域のデータとの地域間比較、また、今後、経年比較を行うことが可能である。

今回の調査は「一般高齢者個別調査」、「要支援・要介護認定者個別調査（在宅）」、「要支援・要介護認定者個別調査（施設）」、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の4つの調査を実施する。なお、調査の対象者は資料1、1～4のとおりである。（3）調査方法は、前回同様、郵送配布・郵送回収となる。アンケート調査票は10月末を目途に発送予定である。調査期間中には、お礼を兼ねた督促状も送付し、回収率の向上に努める。

資料、裏面の（4）設問作成の変更点及びポイントは、「1. 一般高齢者個別調査」、「2. 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）」、「3. 要介護・要支援認定者個別調査（施設）」については、基本的には前回の調査票の内容を踏襲している。変更点は次のとおりとなっている。

事業の認知度に関する設問や、防犯意識・行動に関する設問の新設、相談先に関する設問を追加した。さらに、在宅の方の調査票では避難行動要支援者支援制度に関する設問の追加、また、施設入所者の調査票では地域の支え合いによる支援で希望するサービスに関する設問を追加した。

今回の調査から追加した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、現在、国において検討中であり、今後示される調査項目で調査を行う予定である。

具体的な調査項目は、資料5-5-1のとおりであり、資料5-1～5-3の実際の調査票の調査項目だけを抜き出した表になる。

この調査票（案）は、第2回の推進委員会と庁内連絡調整会議の委員の意見も踏まえたものとなっている。

アンケート項目について、資料5-5-1で主な項目を説明させていただく。

資料は左の表が平成28年度に実施した調査の内容で、右の表に今回実施する調査の内容を示している。今回調査の備考欄に■と☆をつけている箇所があるが、■は選択肢の修正等により変更があったもので、☆は今回調査で新設の項目である。

また、備考欄には各基本方針の指標となっているものは、その旨を記載している。  
はじめに一般高齢者個別調査について、説明する。

一般高齢者個別調査には、事業の認知度に関する設問や、防災意識・行動に関する設問、相談先に関する設問を追加した。

2ページ、右の表の問16及び問16-1は、「高齢者のための優待サービス事業」の認知度等を問う設問を追加した。

問21-1では、以前は「悩みや心配ごとを相談できる人がいる」や「相談できるところがある」と回答した方に対して、それは誰なのかを聞く設問を入れていたが、今回の調査では「いない」や「ない」と回答した方に対して、その理由を問う設問に変更した。

問23～問25-1では、振り込め詐欺対策に関する設問及び運転免許証返納の意思を問う設問を追加した。

3ページ、問39では、在宅ケア相談窓口の認知度を問う設問を追加した。

4ページ、「要介護・要支援認定者個別調査（在宅）」について、要介護・要支援認定者個別調査（在宅）では、一般高齢者個別調査と同様に事業の認知度に関する設問や、防災意識・行動に関する設問、相談先に関する設問の追加をした。また、避難行動要支援者支援制度に関する設問も追加した。

問5、問5-1及び問13～15-1、問33については、一般高齢者調査と同様に「高齢者のための優待サービス事業」の認知度、振り込め詐欺に関する設問及び運転免許証返納に対する意思を問う設問、在宅ケア相談窓口の認知度を問う設問を追加した。

問10-2も、一般高齢者個別調査と同様に、悩みや心配ごとを相談できる人が「いない」と回答した方に対して、その理由を問う設問に変更している。

5ページ、問18-1では今後の持ち家の利用予定について問う設問を追加した。

問20-2は、避難行動要支援者支援制度の認知度を問う設問に修正し、問21では自治会や民生委員・児童委員等の地域の方への平常時からの情報提供に同意しているかどうかの同意状況を問う設問にしている。また、問21-1では問21で同意していないと回答した方に対して、その理由を問う設問を追加した。

「要介護・要支援認定者個別調査（施設）」では、地域の支え合いによる支援で希望するサービスに関する設問を追加した。

最後に資料5-5-2をご覧ください。以前の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目を示しているが、現在、国にてニーズ調査の項目が検討されているところであるため、今後、国から示された調査項目を用いて、調査を実施する予定である。

議題5の説明は以上である。

**委員長** 議題5について説明があったが、質問、意見等があるか。

**篠原委員** 対象者数を教えてほしい。

**事務局** 一般高齢者個別調査 2, 250名、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）3, 000名、要支援・要介護認定者個別調査（施設）500名、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 2, 250名である。

**柏崎委員** 対象者は一般高齢者個別調査の 2, 250名は、要支援や要介護認定などを含めているのか。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査も同じか。

**事務局** 資料 5-4 の表の下に調査対象を記載しているが、一般高齢者個別調査は 65 歳以上の方で要支援・要介護認定者を除いている。ニーズ調査については 65 歳以上の方で、要介護認定者を除いている。

**柏崎委員** 資料 5-1、一般個別調査の 2 ページに、対象者本人について要支援・要介護認定を受けていますかという設問があるが、矛盾しているのではないか。

**事務局** 対象者を抽出してから発送するまでに時間がある。その間に、要介護等認定申請をしている方がいて、認定される場合がある。その方は、一般高齢者個別調査の対象外となるので、そのための設問である。

**中戸川委員** 資料 5-1 の「あなたの家族構成をご記入ください」との設問があるが、夫婦と子供や孫が同居して住んでいる場合にはどこに入るのか。

**事務局** 4 番か 6 番かのどちらかに○をつけていただきたい。  
設問の意図が、高齢の夫婦で住んでいる、一人で住んでいる、または若い世帯と一緒に住んでいるのかを問う設問になっている。  
高齢者世帯なのか、それ以外の多同居世帯なのかを問うものである。

**加藤委員** 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）の問 18 の 9（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム）、10（高齢者向け住宅）に付けた方に持ち家があるかを聞かなくてよいのか。

**事務局** 検討させていただく。

**委員長** ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

**議題 6** 一般介護予防対象者把握事業について（意見聴取）  
（資料 6、参考資料）  
**説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】**

**事務局** 議題 6、一般介護予防対象者把握事業について説明する。  
今回、一般介護予防事業の位置付けの中で、アンケート調査を実施するものであ

る。

今回のアンケートの対象者は、介護保険の新規申請の平均年齢が男性78.9歳、女性79.4歳であったことや高齢者数等を考慮し、後期高齢者のうち、比較的元気な方が多いと思われる75歳から84歳の方で、要介護・要支援認定を受けていない約20,000人を対象とする。

アンケート等の趣旨は、高齢者の生活状況や健康・認知機能の状態及び終活に向けての備え等、生活全般について把握することを第一の目的としている。また、短期集中サービス事業の対象者等、フレイル、虚弱化傾向にある方を把握し、支援に繋げることを趣旨としている。アンケートとともに介護予防通信を同封する予定であり、介護予防のポイントや介護予防事業を紹介することも趣旨のひとつである。

アンケート調査の実施に至る背景は、資料6、3に記載のとおりである。

本市では平成27年度まで、65歳以上の高齢者のうち要介護等認定を受けていない方を対象に、基本チェックリストを郵送し、要介護・要支援の恐れのある方を把握して必要な支援に繋いでいたが、平成28年度から実施しなくなったことから、要介護・要支援の恐れのある方の把握が難しくなった。

今後、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施を推進していく方向性であるため、今後の介護予防事業のあり方を検討する必要がある。また、平成30年度の介護保険の申請状況について分析したところ、前期高齢者と後期高齢者では、介護保険の申請に至る原因疾患が違うことがわかった。

これらを踏まえ、要介護・要支援認定を受けていない後期高齢者、75歳～84歳の方を調査することによって後期高齢者のうちどこにポイントを当てていけばいいのかを検討していきたい。現在、参考資料に記載のとおり、平成27年度に実施した介護予防のためのはつらつ健康アンケート調査を整理している。

新たに、認知症のリスクを抱えている人がどのくらいいるのかを問う項目を追加していきたい。優先順位の下がる項目としては、歯科の部分で似ている項目については削除する予定で調整している。

アンケートの実施計画では、11月27日に調査票を発送し、12月11日を回収予定日としている。

アンケートの結果を分析し、地域包括支援センターと連携し、事業対象の方については短期集中サービスの紹介、要介護・要支援の恐れ等がある方については、介護保険の申請の照会、虚弱な方には一般介護予防事業をそれぞれ紹介していく予定である。

議題6の説明は以上である。

**委員長** 議題6について説明があったが、質問、意見等はあるか。

**下里委員** 入れ歯を使用していますか、は部分義歯を含むという項目があるが、ブリッジは入れ歯ではない。インプラントも植え込んでしまうため、インプラントの上に義歯をかぶせるものもあるが、そのことを言っているのか、そのあたりが不明瞭である。

**事務局** 今回の調査票については変更する予定である。

「現在、自分の歯は何本ありますか」の設問では、差し歯は含むけれども入れ歯、ブリッジ、インプラントを含まないということを明記する。

一般的には親不知を除くと全部で歯が28本あることを記載したうえで、現在、何本残っているか、という項目に変更する。

**委員長** 後期高齢者では骨折や転倒について、例えばロコモやフレイルの視点が出てきているかと思うが、このあたりの質問項目をどのようなものにしていくのか。

**事務局** 全部で57項目の調査を予定しているが、イエスノーで回答できる選択肢にしている。

その中で、運動、とじこもり、転倒についてなどのそれぞれの項目の中にちりばめて、ロコモやフレイルのことを入れ込んでいる。

最終的にはその項目の中から、分析をする段階で、ロコモやフレイルの可能性があることや、認知症のリスクが高いことを判断する予定である。

## 議題7 その他

**説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐、三澤課長補佐】**

**事務局** オレンジDAYについて報告する。

医師会、歯科医師会、薬剤師会など多くの方のご協力をいただき開催した。前年に比べると若干、参加人数が少なかったが、250人名くらいの方の参加があった。ボランティアで協力いただいた方は130名くらいであった。

現在、アンケートを集計中であるが、「認知症であっても明るく生活できる」、「認知症が身近なものと感じるようになった」、「今後も開催してほしい」などのご意見をいただいた。特筆すべき事項があれば、今後、推進委員会でご報告させていただく。

次回の委員会の開催については、1月下旬を予定している。日程が決まったら、ご報告させていただく。

議題7の説明は以上である。

**委員長** ほかに質問、意見等がなければ、閉会とする。

委員長署名 大崎 逸朗

委員署名 柏崎 周一